

始良市立図書館雑誌スポンサー制度取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、始良市立図書館（以下「図書館」という。）の雑誌のカバー等を広告媒体として活用することで民間企業等に情報発信の場を提供するとともに、新たな財源を確保し、図書館資料の充実による図書館サービスの向上と地域経済の活性化を図るため、始良市有料広告掲載規則（平成22年始良市規則第12号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、始良市立図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- ① 雑誌スポンサー制度 広告を掲載する者（以下「スポンサー」という。）が雑誌の購入費用を負担し、雑誌の最新号に装着したカバー（以下「雑誌カバー」という。）表面にスポンサー名を表示し、裏面及び雑誌架の壁面に広告を掲載し、図書館利用者の閲覧に供する制度をいう。
- ② 雑誌 図書館が現に収集している雑誌又はこれから収集しようとする雑誌をいう。

(内容)

第3条 スポンサーは、図書館が指定する雑誌（以下「指定雑誌」という。）の購読料を負担する。

- 2 スポンサーは、指定雑誌の所蔵館を指定することができる。
- 3 図書館は、提供された雑誌の最新号に装着したカバー表面にスポンサーの名称を表示し、裏面及び雑誌架の壁面には広告を掲載して図書館利用者の閲覧に供する。なお、提供された雑誌の配架位置は図書館が決定する。
- 4 提供された雑誌の所有権は、図書館に帰属する。

(スポンサーの範囲)

第4条 スポンサーとなることができる者は、市内に活動の拠点を有する法人その他の団体又は事業主とする。

- 2 始良市有料広告掲載基準（平成23年始良市訓令第3号。以下「基準」という。）第4条に掲げる業種又は事業者に該当する者は、スポンサーになることができない。
- 3 前2項に定めるもののほか、始良市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が適当であると認めるときは、市外であっても公共性の高い法人その他の団体又は事業主についてはスポンサーとなることができる。

(広告の規格等)

第5条 雑誌カバーの表面には、スポンサーの名称を表示するものとし、次に掲げる規格によるものとする。

- ① 寸法 縦4センチメートル、横13センチメートル以内とし、地色は白色、文字は黒色とする。
 - ② 掲載位置 雑誌のタイトルと重ならない位置とする。
- 2 雑誌カバーの裏面及び雑誌架の壁面に掲載する広告の規格は、指定雑誌ごとに装着する雑誌カバーの範囲内に収めるものとする。なお、広告はスポンサーが作成した片面印刷のものとする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年とし、年度途中で掲載を決定した場合は、その月の翌月から当該年度の3月31日までの期間とする。ただし、期間満了の2か月前までに、スポンサーからの解約の意思表示がない場合は自動的に更新するものとし、その後も同様とする。

(広告掲載料)

第7条 広告掲載料は、スポンサーとなる雑誌の年間購読料とする。

(広告掲載料の納入方法)

第8条 スポンサーは、提供する雑誌購入代金を図書館が指定する書店に納入するものとする。

2 納入は、年度単位(年度途中で掲載を決定した場合は、その月の翌月から当該年度の3月31日まで)の一括前納払いとする。雑誌の価格変動等により過不足が生じた場合は、年度末に精算するものとする。

3 スポンサーが提供する雑誌が休刊等となった場合は、図書館と協議の上、他の雑誌に広告を振り替えるものとする。

(対象とする雑誌)

第9条 スポンサーは、図書館が作成する「雑誌リスト」により、提供する雑誌のタイトル及び所蔵館を選定するものとする。

(スポンサーの募集)

第10条 スポンサーの募集は、図書館のホームページ等により随時行うものとする。

(申込方法)

第11条 スポンサーを希望する者は、始良市立図書館雑誌スポンサー申込書(様式第1号)に、広告の原稿等を添付して、教育委員会に提出するものとする。

2 一つのスポンサーが広告を掲載できる雑誌は、同一年度内で10誌を限度とする。

(スポンサーの決定等)

第12条 教育委員会は、前条第1項による申込みを受けた場合は、先着順にその内容を審査してスポンサーを決定する。

2 教育委員会は、スポンサーが決定した場合には、その可否に関わらず、始良市立図書館雑誌スポンサー承認(不承認)決定通知書(様式第2号)により、申込者に通知するものとする。

3 通知を受けた者は、遅滞なく始良市立図書館雑誌スポンサー制度広告掲載事項承諾書(様式第3号)を提出しなければならない。

(広告内容等の変更等)

第13条 スポンサーは、掲載期間中に広告の内容等の変更を希望する場合は、図書館と協議し、その承認を得るものとする。

2 教育委員会は、広告の内容に修正又は削除の必要があると認められる場合は、スポンサーに広告の内容等の変更を求めることができる。

(スポンサーの取消し等)

第14条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、スポンサーの決定を取り消すことができる。

- (1) 前条第2項の指示に従わないとき。
- (2) スポンサーが倒産、解散等により消滅したとき。

③ その他スポンサーとして適切でないと教育委員会が判断したとき。

2 前項の規定により、スポンサーが取り消しを受けたとき、又はスポンサーが自ら取消しを申し出たときは、納付済みの広告掲載料は、還付しない。

(スポンサーの責務)

第15条 スポンサーは、掲載する広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

(委任)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。